

# 子供連れ戻し 3割どまり

## 強制執行問われる実効性

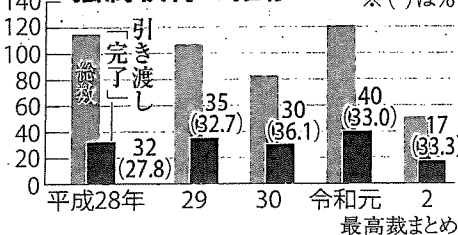
### 離婚・別居

離婚や別居に伴う子供の引き渡しをめぐり、裁判所の執行官が司法判断に従わない親から子供を直接連れ戻すために昨年までの過去5年間で対応した計477件の強制執行のうち、連れ戻しに「成功」したのは約3割にとどまる。22日、最高裁の調べで分かった。昨年4月の法改正で同居中の親が不在でも執行可能となったが、現場では困難も多く、法の実効性が問われている。

日本では、離婚すると父権を持つケースもある。母の一方しか子供の親権が婚姻中の父母は別居中でも持てない「単独親権」制度が採用されている。離婚後も双方が権利を持つために、一方が親権を持ち、もう一方が親権のうち同居して子供の世話をする「監護

権」を持つケースもある。婚姻中の父母は別居中でも共同で親権を持つが、裁判所が片方にだけ監護権を認めることもある。最高裁によると、裁判所の審判や判決で子供の引き渡しを確定したのに片親が

子供の引き渡しに関する強制執行の推移



従わず、強制執行へ発展した件数は、昨年は計51件だった。これらは強制執行のうち、相手に直接的に義務を履行させる「直接強制」に該当する。強制執行の結果、

果、引き渡しに成功した「完了」は33・3%の17件。実現しなかった「不能」は41・1%の21件で、何らかの理由で執行が中止となった「取下げ」が25・4%の13件だった。

昨年は新型コロナウイルスの影響で、強制執行は例年の半数程度。ただ、昨年までの過去5年間をみると、強制執行件数は計477件で、このうち「完了」の割合は昨年単年と同水準の32・2%、件数は154件だった。強制執行中に任意で引き渡されることもあり、この場合は「取下げ」に含まれる。

法曹関係者によると、現場では執行官の前で子供本人が泣き叫んだり、親が理由をつけて強硬に拒んだりすることもあり、強制執行できない原因とされる。

昨年4月施行の改正民事執行法では、強制執行の際に同居中の親の立ち合いが不要となり、執行官が学校や保育園で子供をそのまま連れ戻すことも可能となった。それでも同居が長期に及んでいる場合、現地の生活に子供自身が慣れていることも多く、子の福祉の観点からも執行官が無理に連れ帰ることは難しい。

子供の監護の問題に詳しい谷英樹弁護士（大阪弁護士会）は「同居する親との生活に慣れ、長く離れたもう片方の親との新たな生活について不安を抱く子供は多い。面会交流を十分に保障して子供の不安を解消するなど、子の利益を最優先にする工夫をし、改正法の実効性を高めるべきだ」としている。